

議案第 1 5 8 号

さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) 〔略〕 (2) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) 〔略〕 （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係るさいたま市印鑑条例第 6 条第 1 項の印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2 ～ 4 〔略〕	（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) 〔略〕 (2) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) 〔略〕 （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係るさいたま市印鑑条例第 6 条第 1 項の印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2 ～ 4 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。